

那覇市消防局

目 次

第1章 総 則	1
---------	---

第2章 消防同意事務審査要領

第1節 総 論

審査上の留意事項	3
----------	---

第2節 防火対象物

第 1 敷地内の消火活動上の施設等	5
第 2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	9
第 3 建築物の棟、床面積及び階の取扱い	38
第 4 収容人員の算定	56
第 5 無窓階の取扱い	81
第 6 アーケード	93

第3節 消防用設備等の設置単位

第 1 消防用設備等の設置単位	94
第 2 政令第8条に規定する区画等の取扱い	96
第 3 渡り廊下等で接続されている場合の取扱い	110
第 4 非常用進入口	126
第 5 内装制限	133
第 6 非常用エレベーター	134
第 7 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取扱い	138
第 8 緊急離発着場等	167
第 9 防災防火対象物・防災物品	202
第 10 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取扱い	204
第 11 水噴霧消火設備等の設置に係る取扱い	213

第4章 特定共同住宅等

第 1 用語の意義・適用範囲	217
----------------	-----

第 2	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分	224
第 3	位置、構造及び設備の要件	252
第 4	区画貫通及び耐火性能	265
第 5	構造類型	270
第 6	特定光庭の取り扱い	332
第 7	必要とされる防火性能を有する消防の用に供する設備等	351
第 8	共同住宅用スプリンクラー設備	358
第 9	共同住宅用自動火災報知設備	375
第 10	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	395